

原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する規則(案)に対する意見公募の結果について

令和8年2月4日  
原子力規制委員会

## 1. 概要

原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する規則(案)について、意見公募を実施しました。

期 間： 令和7年11月13日から同年12月12日まで(30日間)

対 象：

➤ 原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する規則(案)

方 法： 電子政府の総合窓口(e-Gov)及び郵送

## 2. 意見公募の結果

○提出意見数:3件<sup>1</sup>

○提出意見に対する考え方:別紙のとおり

---

<sup>1</sup>提出意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された提出意見数の算出方法に基づく。

**原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部  
を改正する規則（案）に対する御意見への考え方**

**令和8年2月4日**

| No. | 提出意見   | 考え方   |
|-----|--|---|
| 1   | <p>1. 申請者・届出者側の情報セキュリティ確保に関する問題<br/>問題点：<br/>電子申請や電子届出が可能となることで、申請者・届出者側は自らの責務として、提出する機密情報や個人情報の漏洩・改ざんを防ぐための高度な情報セキュリティ対策を講じる必要が生じます。<br/>改正案では、申請者・届出者側が負うべき具体的なセキュリティ水準や、その水準を満たせない場合の行政側の指導・罰則に関する規定が不十分ではないでしょうか。特に中小規模の事業者や個人申請者にとって、過度な負担となる懸念があります。</p> <p>2. 電磁的記録の真正性（非改ざん性）と保存期間に関する問題<br/>問題点：<br/>書面での提出・保存が電磁的記録に移行した場合、その記録が提出時から改ざんされていないこと（真正性）をいかに担保し続けるかが重要です。<br/>特に、原子力規制に関する文書は、長期にわたる保存と高い信頼性が求められます。電子的に保存された記録の長期的な真正性の担保方法（例：タイムスタンプの要件、監査証跡の要件）について、より明確な技術的要件を示すべきではないでしょうか。</p> <p>3. 操作性の確保とデジタルトランスフォーメーション（DX）の格差に関する問題<br/>問題点：<br/>電子的な手段に一元化が進むと、高齢の担当者や、情報通信技</p> | <p>➤ （1.及び2.について）電子申請を行う場合、真正性の確保及びセキュリティ対策をとるために電子署名等を行う必要があり、その具体的な事項は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「デジタル行政推進法」という。）及び本規則第4条に規定されています。受理した行政文書を長期にわたって保存する場合の取扱いについては、行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）に、その技術的な方法が示されているため、原子力規制委員会ではこれに基づいた文書管理を実施しています。また、国の機関においては、デジタル行政推進法等の関係法令に基づき、セキュリティ対策を実施した上で申請のオンライン化を進めています。原子力規制委員会の所管する許認可申請についても、既にオンライン化を進めています。行政側のシステムにおいて、必要なセキュリティ対策を実施しているため、申請者は特別なセキュリティ対策を実施する必要はありません。さらに、今回の改正は、原子力規制委員会の所管する法令に基づく許認可申請のうち、当該申請に含まれる情報が機密性3に該当するものについて、これまで紙で提出するしかなかった申請書及び添付書類等（以下「申請書等」という。）を電磁的記録媒体でも提出できるようにするものであり、今般の改正により事業者等へ負担を追加するものではありません。</p> <p>➤ （3.について）本改正の内容は、原子力規制委員会の所管する法令に基づく許認可申請のうち、当該申請に含まれる情報が機密性3に該当する部分について、電磁的記録媒体による提出が選択できるようにするものです。したがっ</p> |

| No. | 提出意見   | 考え方   |
|-----|--|---|
|     | <p>術の活用に不慣れな小規模事業者など、デジタルデバイドの影響を受ける申請者・届出者が、手続きを行う上で困難に直面する可能性があります。</p> <p>改正案の施行にあたり、全ての手続きで書面による手続きの選択肢を維持すること、または、ITリテラシーに配慮した操作性の高いインターフェースの整備と十分なサポート体制の構築が不可欠と考えます。</p>  | <p>て、電磁的記録媒体による提出を義務付けるものではありませんが、原子力規制委員会は、膨大な量の申請書等を提出する申請者の負担や昨今の政府全体におけるデジタル化の推進状況を踏まえ、電子申請の促進を図っています。</p> <p>御意見の「ITリテラシーに配慮した操作性の高いインターフェースの整備と十分なサポート体制の構築」については、オンラインシステムを構築する際に、適切に検討するとともに、関係事業者への通知や原子力規制委員会ホームページで案内するなど、適切な周知・案内を行ってまいります。</p>   |
| 2   | <p>1. 安全性より効率性が優先される懸念<br/>改正案は「クラウドサービスの活用」「行政手続の効率化」を強調していますが、原子力分野では安全性・信頼性が最優先されるべきです。<br/>デジタル化による効率化が、現場での確認や目視点検などの安全確保を軽視する方向に働く可能性があります。</p> <p>2. ガバメントクラウド依存によるリスク<br/>行政機関はガバメントクラウド利用を検討する義務が課されますが、原子力規制に関する情報は機微性が極めて高いため、クラウド依存はサイバー攻撃や情報漏洩のリスクを増大させます。<br/>特に国外事業者が関与するクラウドサービス利用は、情報の安全保障上の懸念を伴います。</p> <p>3. デジタル原則と原子力規制の乖離<br/>総務省や経産省が示す「デジタル原則」では、目視規制や常駐</p> | <p>➤ (1.、3. 及び5. について) 本規則の改正は、原子力規制委員会の所管する法令に基づく許認可申請のうち、当該申請に含まれる情報が機密性3に該当する部分について、電磁的記録媒体による提出が選択できるようにするものです。したがって、現場での目視点検等の安全確保、情報公開や透明性の確保に係る変更は生じません。電磁的記録媒体により提出された申請についても、従来と同様に公開できる部分は公開し、透明性の確保に取り組んでまいります。なお、原子力規制委員会は、膨大な量の申請書等を提出する申請者の負担や昨今の政府全体におけるデジタル化の推進状況を踏まえ、電子申請の促進を図っています。</p> <p>➤ (2. について) 原子力規制委員会は、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）に基づく政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した情報セキュリティポリシーを策定しており、サイバー攻撃や情報漏洩のリスクの局限化のため、クラウドサービスの利用においても適切なセキュリティ対策を講じていきま</p> |

| No. | 提出意見  | 考え方  |
|-----|---|--|
|     | <p>規制の見直しが進められています。<br/>しかし原子力分野では、現場確認や人的監視が不可欠であり、安易な「デジタル完結」への移行は事故リスクを高める恐れがあります。</p> <p>4. 意見募集期間の短さ<br/>公示から締切まで約1か月程度しかなく、専門家や市民が十分に検討・議論する時間が不足しています。<br/>原子力規制に関わる重要な制度改正としては、拙速な手続きと言わざるを得ません。</p> <p>5. 利用者目線・透明性の不足<br/>デジタル化による行政効率化は利用者にとって利便性向上を意味しますが、原子力規制においては市民への情報公開や透明性確保が最重要です。<br/>改正案は「効率化」に偏り、透明性や説明責任の観点弱い点が問題です。</p> | <p>す。</p> <p>➤ (4.について) 意見公募期間は、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第3項の規定に基づき適切に設定しています。</p>   |
| 3   | <p>1. 行政の**「応答義務」と「処理期間」**の明確化に関する問題<br/>問題点：<br/>電子申請が導入されることで、行政側（原子力規制委員会）の事務処理の効率化が期待されますが、申請者・届出者から見て、処理の進捗状況が不透明になる可能性があります。<br/>電子申請の受付完了の通知方法、そして電子手続きにおける標準的な審査期間（標準処理期間）について、従来の書面手続きよりも迅速かつ具体的に定め、公開するべきです。処理期間の遅延に対する申請者側の救済措置についても、明確な規定が必</p>   | <p>➤ (1.について) 原子力規制委員会は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等（平成25年11月27日原規総発第1311275号）及び放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等（平成25年3月27日原規総発第130326013号）等のおり、申請等ごとに標準処理期間を設定しています。上記の標準処理期間は、申請方法によらず適用されます。<br/>なお、標準処理期間は、あくまで申請から処分を行うまでに通常要すべき標準的な期間であり、必ず処分をしなけ</p> |

| No. | 提出意見   | 考え方  |
|-----|--|--|
|     | <p>要です。</p> <p>2. 個人認証手段の選定と費用負担に関する問題<br/>問題点：<br/>電子申請では、申請者が**「本人であること」**を証明するための厳格な電子署名や認証（例：公的個人認証サービスなど）が求められることが想定されます。<br/>申請者が利用を義務付けられる特定の認証技術やデバイスの選定基準について、その妥当性、汎用性が十分検討されているでしょうか。また、これらの認証手段の導入や維持にかかる費用が、申請者側に不当に転嫁されないよう配慮が必要です。</p> <p>3. **規制対象文書の「正本」**の定義変更に関する法解釈の問題<br/>問題点：<br/>従来 of 書面手続きでは、押印された**紙の文書が「正本」としての法的効力を持っていました。電子化が進むことで、「正本」を「電磁的記録」**として定義し直すこととなります。</p> <p>特に、原子力規制の分野では、施設の設計図書や使用前検査記録など、極めて重要な文書が扱われます。電磁的記録を正本とする際の法的解釈の整合性（特に訴訟や行政不服審査の場面での証拠能力）について、行政手続法や関連する最高法規との関係をより慎重に検討し、その法的根拠を明確に提示すべきです。</p> | <p>ればならない期間を定めているものではありません。<br/>加えて、受付完了の通知及び処理状況等については、電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用して申請する際、システム上で完了通知等を受け取ることができ、詳細は e-Gov のホームページ上で公開されています。</p> <p>➤ （2.について）今般の本規則の改正は、原子力規制委員会の所管する法令に基づく許認可申請のうち、当該申請に含まれる情報が機密性3に該当する部分について、電磁的記録媒体による提出が選択できるようにするものです。その申請の方法や費用については、今般の改正の対象ではありませんが、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）及び本規則第4条に基づく一般的な方法によって行うことが政府全体で既に定められているところです。</p> <p>➤ （3.について）提出されたデータの取扱いについては、政府として、行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）を定めており、同ガイドライン内にて「法令等の定めにより紙媒体での保存が義務付けられている場合、電子的管理によってかえって業務が非効率となる場合等を除き、電子媒体により体系的に管理することを基本とする」ことが示されています。原子力規制委員会は、同ガイドラインを踏まえ、これまでも電子申請によって提出された申請書等は、その電子媒体を行政文書として管理することとしています。行政文書の管理に関して、紙媒体と電子媒体で取扱いには違いはなく、適切に管理します。</p> |